

令和7年度補助対象活動を募集します！

まちづくり ステップアップ事業

市民主体のまちづくりを推進するため、
市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした活動や
地域の活性化につながる新たなまちづくり活動などについて
活動費の一部を補助します。

1 補助の対象となる団体

北九州市内に活動の拠点を有する「非営利団体」に限ります。

※個人の応募は不可

2 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限額とします。

※千円未満切り捨て

3 補助の対象となる活動

- (1) 地域におけるまつりなど、地域住民の交流の促進に関する活動
- (2) まちづくりにつながるイベント・講座・研修等の活動
- (3) コミュニティビジネスの促進に関する活動
- (4) 地域の歴史の調査・研究、文化の振興に関する活動
- (5) 環境保全・自然保護の促進に関する活動
- (6) 国際交流・国際協力の促進に関する活動
- (7) 子どもの健全育成・子育ての支援に関する活動 など

※令和7年4月から翌年3月末までに実施される活動を補助の対象とします。

【募集期間（申込み受付期間）】

令和7年4月1日（火）から4月18日（金）まで

※活動を実施する区の区役所総務企画課へ、所定の書類を提出してください。

お問い合わせは、各区役所総務企画課 企画係まで

◆ 門司区 電話 331-2252

◆ 小倉北区 電話 582-3335

◆ 小倉南区 電話 951-1037

◆ 若松区 電話 771-3559

◆ 八幡東区 電話 681-0387

◆ 八幡西区 電話 642-1339

◆ 戸畑区 電話 871-2316

※この事業の正式決定は、令和7年度予算成立後になりますことをあらかじめご了承ください。

補助金申請から活動実施までの事務手続き

① 補助金交付申請書等の作成・提出

補助金の申請団体は、募集期間内に補助金交付申請書（様式第1号）、活動計画書（様式第2号）、収支予算計画書（様式第3号）及び団体の構成員名簿（様式第4号）を作成し、活動を実施する区の総務企画課に提出してください。様式は、北九州市のホームページ又は市民活動サポートセンターのホームページ「キラキラネット」の助成金情報からもダウンロードできます。

② 補助金交付団体の決定

募集期間終了後、区役所総務企画課において、外部の方々の意見を参考に、各団体から提出された申請書の内容を審査し、補助金交付の可否等を決定します。決定内容については、各団体に文書でお知らせいたします。

③ その後の手続

補助金の交付決定を受けた団体に対しては、区役所総務企画課から補助金を受けるに当たっての留意事項について説明をいたします。以後、活動を実施していく中で不明な点がございましたら、区役所総務企画課へお問い合わせください。

補助金の交付対象経費 ※補助対象活動の実施に直接要した経費

科 目	内 容	科 目	内 容
賃 金	雇用したアルバイト等の賃金（団体の構成員以外）	消耗品・材料費	事務消耗品、材料、書籍等の購入費等
報 償 費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼等	印 刷 製 本 費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等
旅費・交通費	出張旅費や交通費等	使 用 料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等
委 託 費	会場テントの設営等、活動の一部を他に委託するための費用	役 務 費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等
備 品 費	単価 2 万円未満の備品の購入費		

⚠ 補助金の交付対象外経費

- ① 団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- ② 事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
- ③ 事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
- ④ 飲食費（会議時の茶代、講演・イベント等における講師及びスタッフの弁当代等を含む。）
- ⑤ 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入費
- ⑥ 単価 2 万円以上の備品の購入費
- ⑦ 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ⑧ その他市長が適当でないと認める経費

その他の留意事項

- ① 補助金の交付は、同一団体の同一活動に対しては 1 回限りとします。ただし、交付決定を受けた活動に新たな企画を加えるなどして、その活動がステップアップしたと認められる場合には、翌年度に限り、申請を行うことができます。
- ② 同一の活動を複数の区に申請することはできません。
- ③ 北九州市又は北九州市の外郭団体から補助金等の交付を受けている活動、営利を目的とした活動、宗教的な活動及び政治的な活動は、募集の対象から除きます。
- ④ 営利を目的とした団体、特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団体は、募集の対象から除きます。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又は暴力団若しくは同法第2条第6号に定める暴力団員と密接な関係を有するものは、募集の対象から除きます。
- ⑥ 補助金の交付対象団体又は交付対象活動に該当しないことが判明した時は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。補助金の交付決定の取り消しにより生じた損害について、市はその賠償責任を負いません。
- ⑦ 事業報告書提出などの法定手続きを適切に行っていない N P O 法人は、募集の対象から除きます。